

神戸市成年後見支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市成年後見支援センター（以下「センター」という。）が実施する事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が成年後見制度を的確に利用できるよう支援を行い、これらの人の権利を尊重し擁護することにより地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第3条 この事業は、神戸市を実施主体として、神戸市の委託により社会福祉法人神戸市社会福祉協議会が実施するものとする。

(事業内容)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 成年後見制度に関する相談及び利用支援
- (2) 成年後見制度に関する広報及び啓発
- (3) 市民後見人（一般市民による社会貢献型成年後見人をいう。以下同じ。）の養成
- (4) 市民後見人候補者の登録、受任調整及び市民後見人への活動支援
- (5) 成年後見制度に関わる関係機関等との連携
- (6) その他センターの運営に関し必要な事業

2 法人後見事業（権利擁護事業実施要綱第3章に規定する事業）は、センターにおいて実施するものとする。

(市民後見部会等)

第5条 この事業の実施及びセンターの運営に関し必要な事項の審議は、こうべ安心サポート委員会に設置する専門部会の市民後見部会において行う。

2 この事業の適切かつ効果的な実施のため、必要に応じて専門委員会を市民後見部会のもとに設置することができる。

(その他)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年1月4日から施行する。

神戸市成年後見支援センター運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市成年後見支援センター（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 神戸市成年後見支援センター事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条に基づく事業の対象は、神戸市内に在住またはこれに準ずる人とする。

(設置)

第3条 センターは、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会（こうべ安心サポートセンター内）に設置する。

(開設)

第4条 センターの開設日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

2 センターの開設時間は、午前9時から午後5時までとする。

(事業内容)

第5条 センターは、要綱第2条に基づき、次の事業を行う。

(1) 成年後見制度に関する相談及び利用支援

センターは、成年後見制度に関する相談を実施するとともに、制度の利用が必要な場合については適切に利用できるよう、手続きの説明や助言等の申立支援を行う。

① 相談対象者 市民、関係機関及び関係団体等

② 相談方法等

ア センター職員による相談 センターの開設日及び開設時間における、原則として電話または来所による相談

イ 専門職による相談 センターの開設日のうち月4回程度の指定日及び時間（予約制）における、原則として来所による相談

③ 利用支援

センターは、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に利用できるよう、申立や各種手続き方法の説明、申立等制度利用に関する助言等を行う。

(2) 成年後見制度に関する広報及び啓発

センターは、成年後見制度に関する情報発信、講演会等の開催など、市民、関係

機関等（支援者等）を対象として、制度活用等に関する幅広い広報及び啓発を行う。

- （３）市民後見人（一般市民による社会貢献型成年後見人をいう。以下同じ。）の養成センターは、第三者成年後見人の新たな担い手として、地域福祉の視点から身近な「市民」という立場で成年後見人の活動を行えるよう、次のとおり市民後見人を養成する研修等を実施する。

① 基礎研修

成年後見制度等各種制度や成年後見人の職務等について、基礎的な知識を学ぶ基礎研修を実施する。

② 実務研修

基礎研修の修了者に対し、実際に市民後見人として活動するために必要な実務上の知識や心構え等を習得する実務研修を実施する。

- ③ 上記の①、②については、その都度定める「養成研修募集要項」に基づいて実施する。

（４）市民後見人候補者の登録、受任調整及び市民後見人への活動支援

① 市民後見人候補者の登録

センターは、前項の養成研修を修了し登録を希望する者に対して、書類選考及び面接を行い、登録選考委員会において市民後見人候補者を選定のうえ、別途定める基準に基づいて登録する。

また、市民後見人候補者の活動の資質の向上を図るため、受任前研修（実習）、交流会、制度説明会等、登録者へのフォローアップを継続的に実施する。

② 受任調整

センターは、家庭裁判所等からの依頼があった場合は、受任調整会議において受任調整を行い、前号の登録者を対象として市民後見人候補者を推薦する。

③ 市民後見人への活動支援

センターは、前号の受任調整の結果、登録者が市民後見人として後見活動を始める際や活動中及び活動終了時に、相談支援等を行うとともに、受任者から定期的に報告を求め、活動内容の確認や助言、指導などの支援を行う。

また、受任者の定期報告、活動状況等について、評価会議において活動等の評価を行い、受任調整の際の参考にする。

（５）成年後見制度に関わる関係機関等との連携

センターは、成年後見制度、権利擁護や地域福祉に関する他の事業との連携に努

めるとともに、必要に応じて関係機関、関係団体等との調整を行う。

(6) その他センターの運営に関し必要な事業

(事業の実施体制)

第6条 センターは、この事業を適切かつ効果的に実施するため、次の会議等を設置する。

(1) 市民後見部会（運営委員会）

- ① 要綱第5条に基づき、この事業の実施及びセンターの運営に関する必要な事項は、こうべ安心サポート委員会に設置する専門部会の市民後見部会において審議する。
- ② 市民後見部会は、次のことについて審議し、相談の対応、助言等を行う。
 - ア センターで実施する事業の企画等に関すること
 - イ センターの運営に必要な方針、各種基準、マニュアル等の作成に関すること
 - ウ その他センター事業の実施及びセンターの運営に関すること
- ③ 市民後見部会は、弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、学識経験者、神戸市職員、神戸市社会福祉協議会職員の中からこうべ安心サポート委員会委員長が委嘱する者で構成する。
- ④ 市民後見部会は、必要に応じて部会長が開催し、総括する。

(2) 登録選考委員会（専門委員会）

- ① 市民後見部会に、養成研修修了者の中から市民後見人候補者を選考するため、登録選考委員会を設置する。
- ② 登録選考委員会は、第5条の(4)①に定める市民後見人候補者の選定、登録に関することを審議する。
- ③ 登録選考委員会は、弁護士、司法書士、社会福祉士、学識経験者で部会長が委嘱する者、神戸市職員、神戸市社会福祉協議会職員の中から部会長が指名する者で構成する。
- ④ 登録選考委員会は、市民後見人候補者を選考、登録するときに委員長が開催し、総括する。

(3) 受任調整会議（専門委員会）

- ① 市民後見部会に、市民後見人候補者の推薦等を行うため、受任調整会議を設置する。
- ② 受任調整会議は、第5条の(4)②に定める受任調整に関することを審議する。
- ③ 受任調整会議は、弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、学識経験者で部会長が委嘱する者、神戸市職員、神戸市社会福祉協議会職員の中から部会長が指名する者で構成する。

④ 受任調整会議は、必要に応じて委員長が開催し、総括する。

(4) 評価会議（専門委員会）

① 市民後見部会に、評価会議を設置する。

② 評価会議は、第5条の（4）③に定める活動支援等に関することを審議する。

③ 評価会議は、弁護士、司法書士、社会福祉士、学識経験者で部会長が委嘱する者、神戸市職員、神戸市社会福祉協議会職員の中から部会長が指名する者で構成する。

④ 評価会議は、必要に応じて委員長が開催し、総括する。

(個人情報の保護)

第7条 センターは、相談や利用支援、受任調整、市民後見人の活動支援等に関わって得た個人情報を厳重に管理し、それぞれの目的以外に利用されないよう、神戸市個人情報保護条例、神戸市社会福祉協議会個人情報保護規程等を遵守して取り扱うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、神戸市と協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年1月4日から施行する。